

戸田市都市景観条例の一部改正の基本的な考え方

条例改正の背景と目的

戸田市では、戸田市都市景観条例や景観法に基づく「戸田市景観計画」に沿って、美しい都市づくりを推進するための景観施策に取り組んできました。その中で生じてきた運用上の課題や社会情勢の変化等に対応し、引き続き良好な景観を創出していく上で、より効果的な景観誘導を行うため、第2次戸田市景観計画を策定する予定としています。

戸田市都市景観条例についても、景観の質的向上を図ることを目的として、景観計画の主な改定内容を踏まえて各種規定を一部改正する予定です。

改正のポイント

1

事前協議の導入

効果的に景観誘導を行うため、事業計画の早い段階で、市や都市景観アドバイザーとの事前協議を行う制度を導入します。

3

景観計画の変更手続の見直し

引用法令の改正への対応など、軽微な変更を速やかに行うため、景観計画の変更に係る手続を見直します。

2

届出対象行為・手続の見直し

景観への影響を考慮したより適切な届出制度とするため、届出の対象となる行為の規模や、届出の手続を見直します。

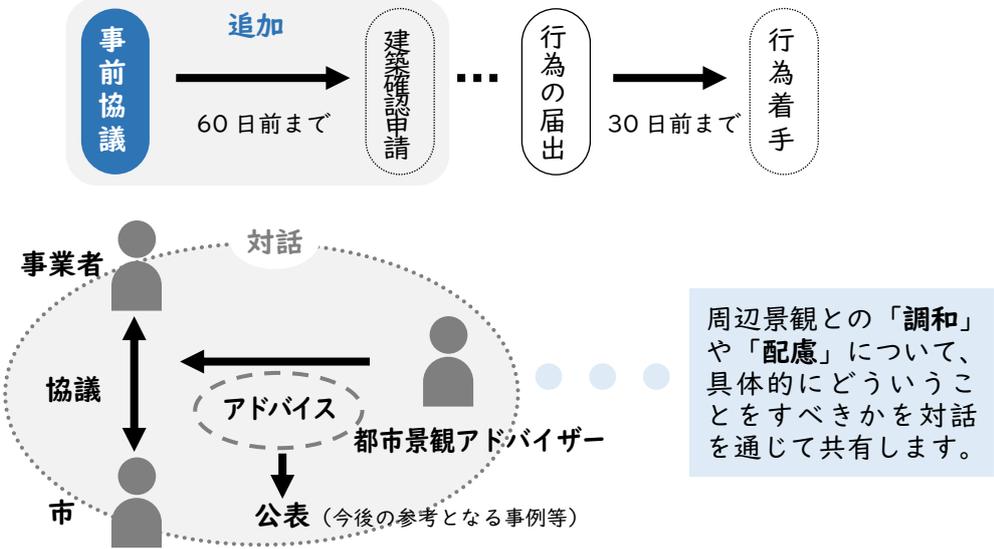
4

自主的な景観づくりに関する仕組みの整備

市民や事業者の自主的な景観づくりの取組を推進するため、必要な仕組みを整備します。

1 事前協議の導入

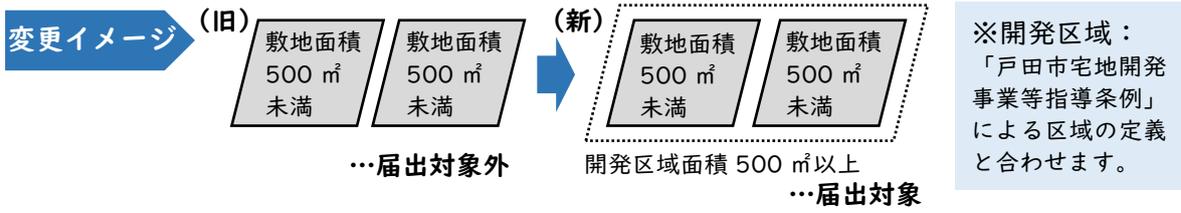
- 景観法による届出が必要となる行為について、事前協議の手続を追加



2 届出対象行為・手続の見直し

- 景観法に基づく行為の届出の対象について、面積要件の考え方を変更

行為の種別	行為の規模	
【建築物】 ・ 建築物の新築、増築、改築又は移転 ・ 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観のうち、当該修繕等の対象となる面積が各立面の面積の3分の1を超えるもの	高さが10メートルを超え、又は延べ面積が1,000平方メートルを超えるもの	
	開発区域(※)の面積が500平方メートル以上のもの (旧:敷地面積) (高さが10メートル以下の自己用の専用住宅は除く)	変更
	都市計画法第29条の開発許可を受けた区域において一の事業者が同時期に建築する一団の建築物	削除
【工作物】	変更なし	



- 指定地区(※)内の行為が完了した後に、竣工写真を提出する手続を追加

※指定地区: 条例で定める、地区ごとの景観づくりを推進する地区

